

第五回 参議院厚生委員会會議錄第十九号

(二六三)

昭和二十四年五月七日(土曜日)
午前十一時五十三分開会

本日の会議に付した事件

○死体解剖保存法案(内閣提出)

○國立身体障害者更生指導所設置法案(内閣提出)

○証人喚問に関する件

○委員長(塚本重蔵君) これより委員会を開会いたします。本日は最初に死体解剖保存法案を議題といたします。

先ず提案理由の説明を願います。淺岡政務次官。

○政府委員(淺岡信夫君) 只今議題となりました死体解剖保存法案の提案の理由を説明いたします。

傳染病、中毒等により死亡した疑のある死体その他死因の明らかでない死体につきましては、連合軍總司令部の覚書に基づきまして、昭和二十二年厚生省令第一号死因不明死体の死因調査に関する件が施行せられておりますが、これはいわゆるボツダム省令として制定せられましたものでありまして、新憲法の趣旨からいたしまして成るべく速かにこれを法律に改めることが必要なのであります。而してこの省令を法律に改めるに当りましては、これと密接な関連を有する「大学等へ死体交付に関する法律」の内容をもこれに統合することが適當であると考えられるのであります。

更に又從來死体の解剖又は保存に關しましては、刑法中に死体の損壊又は遺棄を処罰する規定があります外は、法令の規定がないのでありまして、そ

のために例えば医学の教育又は研究のために、死体の解剖又は保存をなす等の場合には、それが適法であるか否かにつきまして多少の疑義があるのであります。

かような現状は医学の教育又は研究のためにも望ましくないものでありまして、この際死体の解剖及び保存に關しまして、包括的な統一的法制を整備する必要がありますが各方面から要望せられておりますことにも鑑みまして、ここにこの法律を提案いたしました次第であります。

次にその内容を簡単に申し上げますと、先ず最初にこの法律の目的は、死体の解剖及び保存の適正を期することによりまして、医学の教育又は研究に資することにあることを明かにし、次にこの目的を達するために、死体の解剖をしようとする者は、原則として行政廳の許可を受けなければならないこととしたしました反面、死体の解剖を特に必要とする場合、例えば医学に關する大学の教授又は厚生大臣が特に認定した者が解剖する場合、その他刑事訴訟法等他の法律の規定に基いて解剖する場合等には、予めの許可を要せず、事後の届出を以て足ることと致しておるのであります。

又死体の解剖は、尊厳な人体の取扱に關することでありまして、原則として遺族の承諾がなければこれをなすべきでないことは、むしろ刑法の解釈上当然であります。この法律におきましては、更に進んで遺族の承諾を要せず解剖し得る場合を列挙いたしま

して、刑法との関係におきまして、違法性の阻却される場合の基準を明かにいたしましたのであります。

更に解剖は、解剖室において行ふべきことを規定した外、死体の保存につきましても、医学に關する大学又は総合病院において保存する場合等を除き、原則として都道府縣知事の許可を要することとし、その適正化を図つているのであります。

以上がこの法案の主な内容であります。一方において医学の教育又は研究等のために欠くべからざる死体の解剖は、できるだけこれを容易ならしめるとともに、他方死体の尊嚴に關する國民の宗教的感情の尊重にも十二分の意を用いているのであります。何とぞ御審議の上速かに可決せられるようお願い申し上げます。

○委員長(塚本重蔵君) 本案の内容について説明を伺いたいと思ひますが、如何ですか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(塚本重蔵君) では久下医務局長。

○政府委員(久下勝次君) この法案の内容につきましては、只今提案理由の御説明を申し上げましたので、大体の趣旨は盡きておると思ひますが、やや細部に亘りまして御説明申し上げたいと存じます。

まして、輕犯罪法が制定になりましたときに、この規定は輕犯罪法に採入れられず今日に至つておるのでございます。従ひまして、提案理由の説明にもございまして、現在の法律上の建前といたしましては、刑法の百九十条に「死体、遺骨、遺髪又は棺内ニ藏置シタル物ヲ損壞、遺棄又ハ領得シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス」という規定がございまして、死体の解剖ということも直さず死体の損壊になりますので、一應はこの刑法百九十条の罪に相成ることになるのでございます。併しながら申すまでもなく、死体を解剖いたしますことは、先ず第一には医学の教育としては欠くべからざるものでございまして、解剖學の教育におきましては、人の死体を系統解剖と稱しまして、學生が手を掛けて人間の体の構造を知ることなどが医学の第一歩となつていよう実情でございまして、従ひましてそのことが一つ、それから更に又御承知の通り、疾病によつて死亡いたしました者につきましても、必ず医師の診断が生前におきまして正確に行われるとは限らないのでございまして、いわゆる病理解剖と稱しまして、死亡の原因を部分的な解剖によりまして確かめるといふことは、医学の進歩の上からも欠くべからざるものと相成つていのでございまして、このいわゆる系統解剖及び病理解剖は、医学校は勿論のこと各病院におきましては相當廣く行われていのでございまして、そこでそれに対する解剖といたしましては、刑法総則

第三十五條の「正当ノ業務ニ因リ爲シタル行為ハ之ヲ罰セス」という規定がございまして、その規定によりまして、現在の法律上の解釈といたしましては、先程申し上げました刑法第九十条の犯罪も今申し上げましたような場合には、違法性が阻却されました処罰されないといふような解釈に相成つてい実情でございまして、併しながら實際問題といたしましては、「正当ノ業務ニ因リ爲シタル行為」ということを具体的にどういふふうな判断をすべきかといふことにつきましては、今日何ら決まつたことはございせんので、實際には必要に迫られて解剖が行われていのでございまして、それを積極的に適法化する法律上の根拠が、今日存在をしていないといふことに相成つていのでございまして、これがこの法案の第一の内容に相成つていのでございまして、即ち具体的に申し上げますとこの法案の第一に取上げました死体の解剖に關する規定といたしましては、一應原則としては死体の解剖につきまは、解剖をしようとする地の保健所長の許可を受けなければならないといふことにいたしてゐるのでございまして、これは今申し上げましたように医学の研究なり或いは教育のために必要であるといひましたけれども、これを無制限にいたしますと、弊害を生ずる虞れがございまして、一應原則的には許可を受けることにいたしてゐるのでございまして、但し法案の第二條に但書がございまして、死体の解剖に關しまして相當の學識技能を有する医師、齒

科医師等でございます。厚生大臣が認定をした人につきましては、一々の場合に許可を受けなくても、事後において届出をすればよろしいという扱いをいたしたいと思っております。更に又医学に関する大学の解剖学、病理学又は法医学の教授又は助教授の職に就きます者は、当然只今申上げました解剖に関する学識技能を有する者という認定が下されますので、法律上当然に一々の場合は許可を要せず、事後において届出をすれば解剖をし得るようになっているのでございます。厚生大臣が学識技能を有するかどうかという事を認定いたします。つきましては、法案第四條にござりまするようには、死体解剖資格審査会というものを厚生省に設けまして、斯界の権威者に構成メンバーになつて頂きまして、十分適切な基準を定め、その基準に基づきまして、具体的な場合の意見を聴いて指定するようになしたいと思つているのであります。

尚死体の解剖はさような積極的に医学の教育又は研究のために必要であるという反面、死体の尊嚴の維持或いは言葉を換えて申しますれば、遺族の死体に対する宗教的な感情というものも無視すべきものではないのでござりまする。第七條に書いてござりまする。すなはち、許可又は届出によつて解剖をなし得る場合でございまして、必ず原則として遺族の承諾を得なければならぬというふうにならしておるのでござりまする。これも併しながら特別の場合には、遺族の許可がなくてもいいという規定が第七條の各号にござりまする。この程度の例外だけを設けまして、原則としては一々遺族の承諾を得ることを要件として、遺族の死体に対する宗教的な感情を満足させるようになしたいという考えでござりまする。尚解剖につきましては特に設けられませんでした。これは解剖いたしました場合に汚物の処理等のために、或いは場合によりましては、傳染病の予防等の考慮を拂ふ必要がありまします。原則としてはさういふにいたしてございまして、ただ特別な場合に死体の存在してござりまする個人の住宅等で行わざるを得ないような場合があると思ひますので、さうな場合には保健所長の許可を受けて、その解剖室以外でもなし得るような例外を設けてございまして、更に又屍体をずた／＼に解剖しますいわゆる系統解剖につきましては、これは特に以上申上げた汚物の処理等いろいろな跡始末の關係がござりまする。それと又その必要性を考慮いたしまして第十條に規定してござりまする。医学に關する大学以外ではこれをやつてはならないようにいたしてござりまする。

これが死体の解剖に關するこの法案の規定の主なものでござりまするが、この法案の第二點として規定してござりますることは、提案理由の説明にもござりました。東京外六大都市におきまして現にポツダム政令によつて実施いたしております死因調査に關する根拠規定をこの法案の中に盛り込んでござりまする。これは連合軍司令部の指令に基づきまして七大都市におきましては死因不明の屍体を専門の監察医を置きまして検案又は解剖いたしまして、そうしてそれによりまして一方においては医学の進歩に資し、一方におきましては公衆衛生上の發達に資するといふ趣旨で現に行つておることとござりまする。これを先程の提案理由の御説明にござりました。すなはちポツダム政令でやつておりますることを法律によつて御承認を頂きたいというのでござりまする。

尚解剖につきましては特に各医科大学におきましては、今日の事情といたしまして屍体の入手に非常な困難を感じてござりまする。特に系統解剖の死体につきましては各学校とも入手困難を感じてござりまする。と言つて無制限に何をやつてもいいという訳には参りませんので、原則として引取者のない死体につきましては、所在地の市町村長から大学又は医学に關する学校の長の要求に基づいてこれを交付し得るような規定を設けてござりまする。このことは大学等へ死体交付に關する法律といふのをすでに御審議を頂きました。別個の法律として出でるのでござりまするが、これを廃止いたしました。本法案の中に取り入れることにいたしておるのでござりまする。

この法案の第三點といたしましては、死体の一部又は全部の保存に關する法律上の根拠を設けましたのでござりまする。先ず医学に關する大学又は総合病院、これは医療法に基づきまして百ベツト以上の各科を持つております病院をいうのでござりまする。医学に關する大学又は総合病院の長は医学の研究又は教育のために必要がありまします。遺族の承諾を得て、死体の全部又は一部を標本として保存し得るような規定を設けました。これも御承知の通り各大学におきましては、解剖いたしました後におきまして、死体の全部又は一部、全部というものは殆んどござりません。例外的には、ミイラなどが保存されておる学校がござりまする。さういふものを考慮して全部と書いたのは、後は骨格でござりまするか、或いは内臓の一部でござりまするか、さうしたものも保存し得るようにならしてござりまする。更に又その外の医療に要請され、或いは許可を得られまして医師が解剖いたしました場合に、病理標本として保存したいという場合が相当多いのであります。さういふ場合には死体の一部を標本として保存のできるようにならしてござりまする。以上のように一應、法律におきまして死体の解剖を認めるとござりまする以外、その他の者が死体の保存をいたそうとする場合には、遺族の承諾を得て更にその地の都道府県知事の許可を受けなければならぬことにいたしておるのでござりまする。

以上がこの法案の内容の大要でござりまする。即ち繰返して申しますれば、死体の解剖に關する規定、死因調査に關する規定、それに關連して、大学等に對する死体の交付に關する規定、最後に死体の保存に關する規定を一括してこの法案に織り込みまして、結論といたしましては、提案理由の御説明にもござりました。医学の教育又は研究の進歩に資し、更に又公衆衛生の改善を図るようにならしたいというのでござりまする。簡単にござりまするが……

○委員長(塚本重藏君) お諮りいたしますが、この死体解剖保存法について質疑をいたしますか、それとも次の國立身体障害者更生指導所設置法案の説明を一緒に聞くことにしましょうか。

〔聞きましようと呼ぶ者あり〕

○委員長(塚本重藏君) それでは國立身体障害者更生指導所設置法案を議題に供します。

○政府委員(淺岡信夫君) 只今議題となりました國立身体障害者更生指導所設置法案につき、提案の理由を御説明申上げます。

現在戰禍、交通事故その他不慮の原因によつて、傷痍の身となつた者は相當の數に上つてゐるのであります。これ等身体障害者に対しましては、國立病院、療養所、國立光明寮、收容授産施設、職業補導施設等の各種施設を利用して極力その保護更生に努めているのであります。

併し、身体障害者の保護更生につきましては、傷痍の種類、程度、年齢、生活環境、残存能力等を総合的に觀察いたしまして、その各々に應じた適切な指導をすることが是非必要とされるばかりでなく、かかる総合的決定に基き決定された適職が、医療管理の下において補導されることが最も望ましいことと存するのであります。身体障害者自身からかかる條件を備えた施設の設置が強く要望されるに至つたのであります。

よつて政府はこれらの要望に應じて医学的に、心理学的に、又職能的に、綜合判定を行い、生活問題、医療問題、職業問題等に關するあらゆる相談に應じ、助言を與え、又直ちに公私救済援護機關等へ連絡斡旋を行うと共に、必要あるものにつきましては直ちに施設に收容し、職能判定より作業訓練、職業補導に至る迄の過程を一貫し

て医療管理の下、強力に実施し、身体障害者をして、その精神的、肉体的傷痍を速かに克服せしめ、再び積極的に社会活動に参加するに必要な指導及び訓練を行う国立身体障害者更生指導所を設置せんとするものであります。

今回提出いたしました法案は、かかる国立身体障害者更生指導所を設置せんとする法律案であります。

何とぞよろしく御審議下さるようお願いいたします。

○委員長(塚本重蔵君) 続いて法案の内容についての説明を……

○政府委員(木村忠二郎君) 本法案はこの指導所設置の根拠となる規定を設けたのであります。設置の趣旨並びに指導所の目的等につきましては、只今提案理由に御説明申し上げた通りでございます。あとの内容は、この指導所を設置しますること、この指導所の行います業務、指導所の内容というもののにつきましての規定を設けてある次第であります。

○委員長(塚本重蔵君) 先ず最初に死体解剖保存法案についての御質疑を……

○中平常太郎君 死体解剖の方の御質問を申し上げますが、迂遠なようですが、死体と言ふたら直ちに人体と解してよろしいと通念では思いますが、それには「死体」で人間の体の死体というところに解釈してよろしいのであります。文字から来るところの根本の何はそれでよろしいのですか、死体というとは人間を指して言う以外に用いない言葉ですか。

○政府委員(久下勝次君) その点は私共從來死体といふばもう人間の死体というに限定をして解釈をいたして

おります。先程申しましたように、刑法第九十條の規定から申しまして、この場合の「死体」は人の死体であるというように考えております。刑法上の取扱からいいますと、人間以外の動物の死体は物という扱いになつておるようであります。

○中平常太郎君 次に御尋ねいたしましたのが、第七條の「死亡確認後三十日を経過しても、なおその死体について引取者のない場合」ということがありますが、死亡確認ということとはよく分りますけれども、三十日というところが、解剖の場合には多分役立たぬような日経ちになつてしまひますし、又三十日は経過しても一つも分らないものかといつたら、そうでない、實際は分らすような公告或いはこれを分らしめる積極的な手段をとらずにおいて、そこに死んだ死骸を放置するならば或いは数丁先の家庭の者が死んでおつても分らない場合がないとも限らない、この公告その他の問題は何か書いてありませんが、消極的にただ「死体確認後三十日」と書いてありますけれども、豈圖らんや同じ町の人の旅行友達が死んでおつたという場合もある、同じ村でもどつかへ出張したと家庭では思つておつてもその行きがけに死んだのかも知れない、而してこれは十分に死亡者の確認が、死んだということとは確認はできるが、自由に死体を処理してよろしいという、いわゆる遺族の承諾を受けるという問題からは、そこに大きな不完全なところがあるように思いますが、これに対する御質問を申し上げます。それから續いて申し上げますから……

第十一條の「死体を解剖した者は、

その死体について犯罪と関係のある異状があると認めたとときは、」とありますが、犯罪と関係のあるのを認めるのは医師ということになりますが、又犯罪と関係のあるのは警察当局でなければなりません。これで見ると「死体を解剖した者は」というのがありますが、すでに死体の解剖は済んでおる、それから二十四時間以内ということになると死体にも変化が来ますし、一番最初からみなければならぬ大事なものも、遂に死体は解剖してしまつておることになりますから……

「犯罪と関係のある異状があると認めたとときは」というのは死体解剖後二十四時間以内警察署長に届けるということとは條文においてそのずれをどういうふうに考えておりますか、この点をお尋ねいたします。

それから第六條に知事に届け出なければならぬという処置の方法がありますが、「遅滞なくその所在地又は解剖地の都道府県知事に届出なければならぬ。」とありますが、解剖したというのは何の某の解剖ということだけではありまして、それには解剖の目的、処置並びに遺族との関係、承諾の有無ということとは、一切のことは知事に報告されるのであります。ただ死体を解剖したというだけの單なる報告のみであります。処置の内容はどの程度が行政面にこれが反映して行くものであります。これを伺ひたい。

それから第四條の審査委員会は死体解剖資格審査会というの厚生大臣が決められるのであります。どういふ内容をお持ちになつておりますか、審査会の構成はどうなつておりますか、定員等、その点をお伺ひいたします。

それからもう一つ、逆になります。第三條の認定を受けた医者は五ヶ年間は勝手にやれるということになつておりますが、お医者も人間でありますからその間いろいろな、お医者も輕い中風になる場合もあるし、その外いろいろ生理的な変化もあるし、身体にもあります。環境的な変化もあつたりいろいろあります。認定したならば五ヶ年の間勝手にやれるということとは割合悪用の途がでかきはないかと思われまして、それに命令を加える一つの方法は、五ヶ年以内に審査委員会はそのいろいろを審査して、五ヶ年以内の任期中の医者と資格を審査するのかどうか、この点をお尋ねいたします。先ずそれだけのことをお尋ねいたします。

○政府委員(久下勝次君) 先ず第一のお尋ねでございますが、三十日間という限定がございます。この規定はこの法律上の言葉で申しますと、身体の上の構造を明らかにする解剖、即ち私共は逆にこれを系統解剖と言つております。その系統解剖の対象になる死体について大体考へておる程度であります。普通病理解剖であります。三十日間くらいはかかることになつております。で、三十日くらいは待つて賣つて解剖するということになります。少くとも遺族の分らない、引取者のない死体に対しては三十日間くらい待つて賣りたいという規定であります。この場合におきましてはこの法案の第十六條に規定がありまして、旅行病人及び死亡人取扱法に基きまして引取者のない死体の存在した地の市町村長はその死体について必ず公告をいたさなければならぬことに相成つております。従つてこの種の死体につきましては旅行病人及び旅行死亡人取扱法に基き所定の手続をなさなければならぬという第十六條の規定がありまして、ここで考へておることが主として旅行病人及び旅行死亡人取扱法第七條の規定にこういふ規定があります。「旅行死亡人アルトキハソノ所在地市町村長ハソノ状況相親遺留物件ソノ他本人ノ認識ニ必要ナル事項ヲ記録シツノ屍体ヲ仮土葬トスヘシ」とあり、更に第九條には「旅行病人ノ住所、居所若クハ氏名知レサルトキハ市町村長ハソノ状況相親遺留物件ソノ他本人ノ認識ニ必要ナル事項ヲ公署ノ揭示場ニ告示シ且ツ官報若クハ新聞紙ニ公示スベシ」という規定があります。これによりまして公告を一方において所在地市町村長はそれによつて知り得るものと考へるのであります。

それから順序が少し違ひかも知れませんが、届出に関する御質問がありましたが届出の内容は大体御趣旨の單に解剖したということだけでは……解剖の目的処理というようなくとも届出さる、勿論遺族の承諾の有無ということも届出の中に書かせるようにいたしたいと思つております。

それから死体解剖資格審査会というもの構成についてお尋ねでありましたが、これはまだ確定的に私共はいたしましては構成を決めておるのではありませんが、大体考へておることは十五、六名くらいの委員をお願いすればよろしいのではないかと思つております。先程も法案の御説明を申し上げますように、大体病理学解剖学等の専門家に更に臨床の医師等を加えてその程

度の人員は委員として必要ではないかと思つております。

それから認定を受けた日から五年間経過したときは認定を取消することができると規定のお尋ねであります。が、実は趣旨から申上げますと医師免許と同様に別に期限を定めず或る一定の欠格条件が起るまではそのまま認定の効力を續けて行くのがいいといふ、むしろお尋ねとは逆の意見であるのであります。併しながらこの解剖につきましては私共として考えましたことは医学は日々進歩しておりますので、或るとき認定が永久に續いて行くといふようなことも適當でないと思ひまして、大体の達観から五ヶ年といふ期間を重ねたのでございます。これも併しながら必ず取消すという場合はその間に五年経ちまして医学の進歩等も状況に應じて認定をやり直す必要があるという場合にはその場合に初めて取消をして、新たな認定を受け入れたいといふようにしたいと思つております。その間に悪用をされる虞れがないかという御心配でございますが、これは認定を受けましたも先程お尋ねの中にございましたように、必ず解剖した後に必要な事項の届出を命じてございまして、その点からこの認定を悪用しておるかどうかというところは十分取締がなされるものと考えております。第でございまして。

○中平常太郎君 死体解剖と時間との関係……

○政府委員(久下勝次君) この規定は実は從來から医師法などの中にある規定でございます。法務廳あたりの犯罪捜査の責任を負うております方面から是非このことはやつて貰いたいとい

う注文もございましたので、法案の規定の中に入れたのでございます。結局死体を解剖して見ませんと具体的に申しまして、これは他殺であるとか或いはその他の何か、とにかく變つた死に方をしておる、で犯罪にどうも関係がありそうだなというふうな疑ひが起つた時の届出でございまして、従つて解剖をしないことには分らないのでございます。そこでもまあ解剖した者といふふうに書いたのでございまして、解剖しつてそのうふうな異状があつたといふことを認定したらばその時から二十四時間という時間の制限がございまして、これは一應ここでできるだけ早い時間に届出をいたさして、犯罪捜査の上の心配がとれるようにしたいと思つております。御質問の趣旨は十分了解いたしましたけれども、私共としては、この種の規定は犯罪捜査の面から必要な規定であり、二十四時間という、時間はできるだけ短かく考えたのでありますが、この程度の余裕は置いた方が適當であろうと、從來の例もございましてるので定めたのでございまして。

○中山善彦君 この第二條の第一号の「相當の學識技能を有する医師、齒科醫師その他の者」ということはどういふ意味なんぞでございましょうか。もう一つは第四條にこの死体解剖の認定の取消は資格審査会の意見によつて取消すといふことでありますが、そうすると予め全國の医師を、その資格を審査をして、これはよろしい、これは悪いといふことを初めからお決めにやつて置くかと思ひますが、實際さういふふうに行なはざる御予定なでありますか。

○政府委員(久下勝次君) 先ず第二條の「その他の者」についてのお尋ねでございますが、実は實際の例がございまして「その他の者」という規定を加えたのでございまして。或る医科大学の解剖学の教授に医師でもない、齒科医師でもない人が死体解剖学の教授として立派にやつておられる例がある、さういふふうな永年の経験を持ち、十分解剖学の教授としての資格があるといふふうな人につきましてはさういふことが起り得ると思ひまして、一應こゝへ入れて置いたのでございまして、具体的な事例はさうなところから出た規定であります。が、その他の場合におきましては將來起り得る可能性があるといふ意味で、極めて例外的だと思ひますが規定をして置いたのでございまして。

それからこの認定を全國的にやるのは大変ではないかというお尋ねでございますが、この法案は附則の第一項にございまして公布の日から起算して六ヶ月経過してから施行をするようにいたしましたと思つております。私共としては、その間に御決定を頂きましては至急に先程の資格審査会を構成をいたしまして基準を定め、同時に又さういふ希望のあります人々には呼び掛けをいたしまして、さうして六ヶ月の間中にできるだけの準備を整えまして、施行後支障のないようにいたしたいと考えております。さういふことと、相當の學識経験のある人が一々許可を受けなければできないといふのはこの法案の趣旨も達せられませんか、さういふ準備期間を以てしましてできるだけ一々の許可を受けずにやれるような、人を多くして解剖の円滑なる運営を図りたいと思ひます。

○中山善彦君 さうしますと、死体解剖をしようとする医師を予め当局の方で申入れて、その申入れた中でこの資格審査会が御決定なさる、さういふことになるのですか。

○政府委員(久下勝次君) さうでございます。

○谷口彌三郎君 午後にまだ沢山あるようでございますからこの辺で休憩をお願いしたいと思います。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○委員長(塚本重蔵君) 時間も零時四十分になつておりますので、一應休憩いたしたいと思います。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(塚本重蔵君) 午後一時半まで休憩いたします。

○中山善彦君 この第二條の第一号の「相當の學識技能を有する医師、齒科醫師その他の者」ということはどういふ意味なんぞでございましょうか。もう一つは第四條にこの死体解剖の認定の取消は資格審査会の意見によつて取消すといふことでありますが、そうすると予め全國の医師を、その資格を審査をして、これはよろしい、これは悪いといふことを初めからお決めにやつて置くかと思ひますが、實際さういふふうに行なはざる御予定なでありますか。

○中山善彦君 さうしますと、死体解剖をしようとする医師を予め当局の方で申入れて、その申入れた中でこの資格審査会が御決定なさる、さういふことになるのですか。

○政府委員(久下勝次君) さうでございます。

○谷口彌三郎君 午後にまだ沢山あるようでございますからこの辺で休憩をお願いしたいと思います。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○委員長(塚本重蔵君) 時間も零時四十分になつておりますので、一應休憩いたしたいと思います。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(塚本重蔵君) 午後一時半まで休憩いたします。

午後一時五十二分開会

○委員長(塚本重蔵君) これより委員会を開会いたします。

この際御報告申上げて御承認を得たいと考へます。前回、優生保護法の一部を改正する法律案の審議の必要上、証人として五、六名喚問の手續をとるやうに委員長に御一任下さいました。が、日時を五月九日月曜日、午前十時といたしまして、東京都千代田区霞ヶ関一帯地最高檢察廳檢事岡本梅次郎、東京都港区麻布盛岡町一五、母子愛育會母性保健部長森山豊、東京都台東区浅草北松山町一山田悦世、東京都世田谷区上北沢二の六百三賀川豊彦、以上四人を喚問することにいたしました。尙勤勞婦人代表として一人喚問することに努力いたしました。が、時間の

関係で適當な人を得ることができませんでしたことを、遺憾でありますけれども、御了承願ひまして、以上四人を喚問するということにいたしましたから、御了承願ひたいと思ひます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(塚本重蔵君) さうに決定いたします。

○委員長(塚本重蔵君) 午前中に引續きまして、死体解剖保存法案の審議を續行いたします。

○谷口彌三郎君 ちよつとお尋ねしたいのでございまして、今回でございます死体解剖保存法案の中、この保存の方にございまして、大学又は総合病院ということになつておるものであります。が、これは單科の病院ではできないことになつて、それと單科の病院は府縣知事の許可を得てやらせるというふうなつもりでございましょうか、その点一つお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(東龍太郎君) 單科病院は総合病院でございせんので、只今お話のやうに、許可を受けて單科病院と雖も保存はできるという考へであります。

○谷口彌三郎君 次にお尋ねしたいと思ひますのは、胎児の方の保存でございまして、今回は四ヶ月後の胎児もやはり同様に保存され、或いは解剖などにも手續をとるやうにはつきりとなつて来たことは、非帶に結構なことだと思ひますが、時に胎児を保存いたしました場合に、解剖という程ではありませんけれども保存液を体内に浸み込ませますために、或いは腹部辺りをちよつと切開いたしますとか、胸部を切開し

て保存液が浸透するような措置をよく
とるのでありますが、尙又脳水腫とか
いうような場合には、余り大きい関係
上、その一部の液を出して、そうして
保存するということの方が、これまで
の普通のやり方でございますが、そう
いうような場合には、ちよつと切開、
或いは穿刺くらいをやつは、特に解剖
の届出をせんでも許して貰えるよう
なるのでありましようか、それともや
はり解剖という正式の手續きをせんけ
ればならぬのでございまいましようか、そ
の点を一つお伺いしたいと思いま
す。

○政府委員(東龍太郎君) 只今のお尋
ねのような範圍若しくは程度のもの
は、解剖とは認めなくてよろしいと思
います。

○山下義信君 第三條の一項の三号で
すが、罰金以上の刑に処せられたる者
を除いた理由は、どういふ理由でござ
いまいましようか。

○政府委員(東龍太郎君) 罰金以上の
刑に処せられた場合には、罰金以上の
刑と申しまして、その刑の内容情状
等いろいろあると存じますが、その情
状によりましては取消することができ
るというつもりでおります。

○山下義信君 それでは、もう一概に
というわけではないのですか。

○政府委員(東龍太郎君) そうではな
いのでございませう。

○山下義信君 次はこの解剖の届出の
規定について、第二條第一項の者が解
剖したときには、保健所長に届出させ
て、総合病院というような場合には知
事に届出る、届出先を区別した理由は
どういふ理由ですか。

○政府委員(東龍太郎君) これは後の

知事に届出する場合も、保健所長を経
由して届出させるつもりであります
が、ただそれは届出の対象が違つてお
るといふだけで、深い意味はないので
あります。

○山下義信君 或るべく届出は私は一
本にする方がよいと思うのでありま
す。もとより、保健所長に届けるとい
うことも、知事に届けるといふこと
も、保健所法の建前では同じという考
え方もできますが、これは立法の体裁
からいつても、これは一本にした方が
よいのじやないかと思うのですが、そ
ういふ趣旨ならば承ります。

それから第七條の遺族の承認を求む
るという点であります。その本人
が生存中に死体の解剖を承諾して頼む
というような場合は、尙遺族の承認を
要しますか、どうですか。

○政府委員(東龍太郎君) その本人の
希望というものの意思表示の仕方だ
ございませうが、只今お話のような場合
でありますれば、それがございまして
も、尙一應遺族の承認を求むるとい
ふうな手續をとりたいという考えで
ございませう。

○山下義信君 私は法理的に何うの
で、本人がちゃんと意思表示してお
る、正確に有効な手續を遺言でもして
置く、そうすれば当然その通りにいた
さなければならぬ。遺族が不承諾であ
るといふことになれば解剖できません
か。

○政府委員(東龍太郎君) 本人の意思
表示が、何と申しますか、法律上有効
なような形の場合でも遺族が反対した
らどうだろというお尋ねであらうと
考えますが、その場合は、遺族の反対
の程度であります。私の方としまし

ては、そういうふうな場合には、遺族
に事を分けて話せば承諾を得られるも
のと思つておられますが、場合によりま
すれば、何としてでも解剖することを
拒んで遺族が泣き叫ぶという悲嘆場
を見ることも稀にありますが。それまで押
切つてやるべきかどうかといふ
う心遣いを持つておるのであります。

○山下義信君 これは實際問題として
あらうかと思ふのです。いろいろ病氣
に罹つた人が、自分の死体を、せめて
學術の研究にして貰いたいというよう
なことは、常に我々見聞するところな
んです。そういう場合についても、
遺族の承諾を絶対必要條件とすれば、
この法律によればできないといふこと
になるので、この点法の不備ではない
かと思ふのですが、御研究を願いた
い。

それから第七條の一項の二号です
ね。二人以上の医師が診療中であつた
場合には遺族の承諾について特別の除
外例が規定されてありますが、私ちよ
つと素人です。了解し難いのですが、ど
ういふわけで二人以上の医師の場合は、
こういうふうな特別の規定を設けまし
たか、御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(東龍太郎君) この点は相
当問題になるところだと存じます。要
するにこの狙ひは、病氣の死因が、生
存中にはつきりしなかつた、そうして
死亡してしまつてその死因を明らかに
することが、結局医学の進歩なり、或
いは医療の進展のために非常に貢獻す
るところがあると思ふような場合に、
医師といつてしまつては、何とかして死
因の究明のために解剖して貰いた
い、これはしばしば起ることでありま
すが、その場合には遺族の承諾を求め

てやるのが、現状でございませう。た
ださうな場合には、一人の医師が診てお
つて、そうしてその死因を究明したい
というふうな場合であります。その
医師一人のこれは主観的のものであ
る、或いはその医師一人の興味、好奇
心といふふうなものや間違った見解
合もありません。或いは万々さう
なこともないとは言へないのでありま
すが、若しその場合にその患者を診て
いる医師が一人でない場合であります
れば、そのようない人の医師だけの特
定の興味からするところの仕事ではな
く、實際上さうな死因の究明が必要
であるといふことを証拠立てる人があ
るわけで、二人以上の医師が診てい
る場合にはそのいづれもがさういふ
な死因の究明を必要であると認めた場
合には、遺族の承諾がなくてもできる
といふふうに、それだけ死因の究明の
ための解剖の行われる可能性を多くし
たつもりでおるのであります。理想的
に申しますれば一人の医師であつても
私はさういふ場合にはさういふ承諾が
なくてもやり得る程度にまで一般の人
の理解なり了解ができるような程度
に進みたいものとは存じております
が、現状においては、一足跳びにそこ
まで参る状況とは考えられませう。
で、先ず一方から言ひますと甚だ不徹
底なようではあります。この程度のと
ころで今回は現状にも当嵌まるのでは
なからうかといふことと存じます。

○山下義信君 そうするとこの二号の
規定は、そうすると二人以上の医師の
場合でも、解剖の必要を認める者が二
人以上でなければならぬ、さういふ
わけですね。だから二名の場合は二人
共その認めなければならぬといふこ
とになつておりますね、ここは素人で
もちよつと疑問に思ふのであります
が、まあ専門家がおいでになりますか
ら専門家の御意見もあらうかと思ひま
すので置いて置きて、その次に伺
いたいと思ひますのは、遺族が解剖に
立会いたいという希望を申出でられた
らどういふふうに取り扱ひますか。

○政府委員(東龍太郎君) これは当然
遺族の御希望は只今でも適えられてお
ります。又將來も当然それは適えられ
るものと存じます。

○山下義信君 それを認めるという規
定はどこでそれを見ることができま
すか。

○政府委員(東龍太郎君) その規定は
この法文の中にはございませう。ただ
在來と雖もさういふにいたしてござい
ますので、当然その希望は適えらるべ
きものと存じます。比較は当りませんが、
手術の立会の場合においては、或る場
合には医師がこれを拒むことがあるか
も知れませんが、解剖の場合には、遺
族の方が立会を希望せられて拒まれた
という例は私は今まで知つておりませ
ん。ですから將來もそれは全部適えら
れるものと思つております。

○山下義信君 これを拒否する場合が
ないとも言へないでしやうが、拒否す
ることはできないことに規定をしまし
たらどうですか、規定しなくても何か
それを拒否する方が、本法の
施行規則何かの上に置くことができる
のじやないかと思ふのですが、重大な
理由がない限りには拒否できないよ
うにして置く理由があるのじやないか
と思ふのですが、当局の意向はどうで
すか。

○政府委員(東龍太郎君) 只今の点に

つきましては、この法案の立案中にも実は考えたことがないのであります。それ程当然のことと実は思つておつたのであります。若しもさうなことが是非共必要であるというふうな考へが一般的な考へでありましたら、この法案に對しような修正を將來加えられることにいたしました。私共は何ら異存は持つておりませんが、実は考へてもいなかつた程の當然なことという意味でこの中に入つていないのだということを御了承願ひたいと思ひます。

○山下義信君 本案の参考資料を配付して頂きましものをと見ますと、いろいろ死体の出所が記載されてあります。その中に養老院でありましたか養育院でありましたかという施設から出てくる死体がいろいろあるのであります。そういう施設から死体が出ますときの取扱方はどういふふうになつておりますか、施設にはやはり監督官廳があると思ひ、例えば養老院から死体を病院とか学校とかというふうなところへ解剖する者が保健所長の許可を受けるとか届出るとかというところは、本法に規定してあるものであります。養老院の院長はその病死した者の死体をそこへ持つて行くのはどういふ手續でやつておりますか、脳病院などの死体が出てくるものも少からんものが出ておる。

○政府委員(東龍太郎君) 養老院、或いは養育院、これらの施設の死体、申すまでもなくそれは引取人のない死体ということでありましたが、この法律によりますれば、市町村長からその死体

をそれらの大学等へ引渡す、交付する

という形になるのであります。在來はどうしてつたかということもお尋ねの中にいつておるかと思ひます。在來は養育院院長、養育院の責任者と、それその教育機関の当該の責任者との間に、死体の引渡し交付の契約と申しますかを持つておりまして、そうして行なつておつたことと存じます。例えば東京大学の医学部におきましては、元東京大学の養育院から殆んど大部分の死体の交付を受けておりましたが、その場合は東京市当局と話合をつけたまはして、そうして養育院の引取人のない死体はこれを東京大学の解剖学教室に交付するといふ手續によつていたしておつたと存じます。

○山下義信君 そうすると、今後は第十二條によりまして、市町村長から交付といふ手續によらうとお考へてですか。

○政府委員(東龍太郎君) さうでございます。○山下義信君 施設の長には親権が附與されておる場合もある、そうするとその面においては引取人がない死体とはいへないものであつて、つまり遺族といふことに該当する場合になると、市町村長ではなくともよいといふふうに思われる面がありますが、そういう場合はどう考へますか、尙親権の附與は生存中だけに限るようにお考へになりますか。死体につきましては親権の行使は認めないといふお考へでありますか、それらの点はどう考へられますか。

○政府委員(東龍太郎君) 私は法律のことに暗いものですから、或いはお答へが的確でないかも知れませんが、私

が今伺ひましたところでは、死体とな

りまして遺族に該當する権利と申しますかを持つておる場合にはやはり遺族と同様に考へまして、その場合にはその方が、死体の解剖について或いは死体の交付についての権利と申しますか資格もそのまゝ持つておられるものと考えます。

○山下義信君 これは今後もあることでありまして、實際問題としては、そういう收容施設におきまして死亡した者の死体を交付いたしますことが粗畧に相成りますと、ややもすると問題が發生いたしますので、十分にこの責任といひますか、筋道の立つたような扱い方をすることが必要であると思ひます。それで施設の長に親権が付與されてあります場合の扱い方、そうでない場合の扱い方、實際の運営の上について十分御研究を願はんといふと、この法の上では少し不備なように思われますので、御研究を願つて置きたいと思ひます。

それからいふ一つは、死体の賣買といふことを許しますか、解剖のための死体の賣買といふことを認めますか。○政府委員(東龍太郎君) 死体の賣買は認めない考へでございます。○山下義信君 当然さうと思ふのであります。次は第二十條の、これは從來規定があつたのであります。特に礼意を失なわないように注意しなければならぬといふことがある、これは漠然たる規定でありまして、どの程度が礼意であるかといふことは、これは常識によらねばならぬことであらうと思ふのであります。解剖のときももとよりであります。解剖のときももとよりまして保存されてあるものに対し

て、学校における標本になりましたも

何になりましたも、それらが保存されてある場合もこの第二十條が要求されてある、そういう死体に対して礼を失ふ冒瀆の行爲があつた場合は、罰則がございませうが、それにつきましてはどういふふうに考へられますか。

○政府委員(東龍太郎君) 二十條に對する罰則はございませうが、当然死体の解剖をする資格のある人々は、十分な教育を受けた方々であり、死体の取扱については、かような條項がなくとも、礼意を失なわないようにその死体に対して又それのあとの処置について行ふもので、私共は信頼はいたしておるものであります。併しながら多数の人のうちでありますから、或いは誤つて礼意を失するやうなことがないとも限らないといふので、特に死体の尊嚴についての注意を喚起する意味でかような條項を入れた次第であります。が、万一さうな著しい例がありました場合には、この條文には罰則はございませうが、條文による罰則以外の方法でその人の良識に訴へまして、そうしてその誤つた行爲に對して反省を促すといふふうなことは、当然やらなければならぬことであると思ひます。併しながら、さうなことのないことを私共はより多く望んでおる次第であります。

○山下義信君 これは道徳規定でありまして、私は御監督の上で御注意を十分願ひたいといふことを希望いたしておきます。最後に伺ひたいと思ふのは、これも資料で承知いたしましたのでございませうが、いろいろ死体に対して祭料とか謝礼とかといふものが病院や学校あたりから贈られてある、或いは祭料が

百円とかいふのがある、百五十円とい

うのがある。或いは謝礼が二百円といふのがある、中には周旋料三十円といふものもある、それらの意味がどういふ意味でありますかは詳かにいたしません。が、祭料といふやうなものも一つの礼儀であらうと思ひます。死体に對して直接の礼でなくとも、やはりそれらの扱い方も十分鄭重にいたさなければならぬ、又引取人のない死体のやうな場合にはその祭料や謝礼はどこへ行くのか、何人の手に入るのか、小さいことではありますけれども、これらも注意をして置かなくてはならぬ、そういうことに對しまして監督官廳といひましたし、何らか御研究になり御注意になりますお考へがございませうかどうか伺ひたいと思ひます。

○政府委員(東龍太郎君) 只今お話の祭料その他のことにつきましては、現在のところでは各学校、病院等によりまして非常に個々別々であります。いろいろな形であつて、金額の金が出ておりました、その金の行方等につきましては御指摘のような懸念がないとは申されませう。この点につきましては今回かような我が國にいたしましては一種の画期的な法律ができました機会に、このことにつきまして十分当局におきまして研究もいたしますし、又適當な方法についての指示もいたす所存であります。

○山下義信君 今の医務局長の答弁で了承いたしました。死体であるからと言つて、或いは刑罰者である、收容者であつた者の死体であるとかいふ心持で百円とか、百五十円とかいふやうなこと、金額の多少を言うのではあ

りませんが、粗畧の扱いがあるという
ことは私十分注意しなくちやならん
と思ひますので、どうかそういう点に
關しまして、適正にそれを行ひます
ような、又手厚くそれらが取計られ
ますよう十分御留意下さることを重
ねてお願いいたして置きます。

○小杉イ子君 私は第七條の一、二を
予算面からお伺ひしたいと思ひます。
三十日以後を経過したものは解割が
できますかどうか。それから夏などで
ございますと防腐剤をお使いになるで
しょうが、大したこれは金高だろうと
思ひます。

それからもう一つ、或る村に行倒れ
がありますと、村長は村の揭示板に
示いたします。併しその本人の家が遠
くて分らなかつたら、その他に新聞、
ラジオでも今ならお知らせになるで
しょうが、こういう費用は樂に政府か
ら出るものでございましょうか、私は
大したこれは金額になりはせんかと、
こういうことを思ひますが……

○委員長(塚本重藏君) ちよつと皆さ
んにその前に御了観を得たいことが……
速記を二時までと言われたのです
が、もう二時を過ぎましたので他の
委員から是非廻して呉れというので外
したいと思ひます。御了解を願ひま
す。速記を止めて下さい。

午後二時二十四分速記中止

午後二時四十六分速記開始

○委員長(塚本重藏君) 速記を始め
て。本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十七分散会

出席者は左の通り。

委員長 塚本 重藏君

理事 谷口彌三郎君
堀井 伊介君
中平常太郎君
山下 義信君
中山 壽彦君
黒川 武雄君
井上なつあ君
小杉 イ子君

政府委員
厚生政務次官 淺岡 信夫君
厚生事務官 久下 勝次君
(医務局長) 木村忠次郎君
(社会局長) 東 龍太郎君
(厚生局長) 東 龍太郎君

五月六日予備審査のため、本委員会
に左の事件を付託された。

一、船員保険法等の一部を改正する法
律案

船員保険法等の一部を改正する法律
案

船員保険法等の一部を改正する法律
案

第一條 船員保険法(昭和十四年法律
第七十三号)の一部を次のように改
正する。

第二條 第二項から第四項までを削
る。

第三條 第一項中「職務執行ノ対償
トシテ受クル給料」を「勞務ノ対償
トシテ受クル賃金、給料、俸給」に、
同條同項但書を次のように改める。
但シ臨時ニ受クルモノ及三月ヲ超
ユル期間毎ニ受クルモノハ此ノ限
ニ在ラズ

第三條 第二項を次のように改め
る。

報酬ノ全部又ハ一部ガ金錢以外ノ
モノナル場合ニ於テハ其ノ價額ハ

其ノ地方ノ時價ニ依リ都道府縣知
事之ヲ定ム

第四條 第二項を次のように改め、
同條第六項中「第四項」を「第三項」

に改め、同條第一項を削る。
標準報酬ハ被保険者ノ報酬月額ニ
基キ左ノ區別ニ依リ之ヲ定ム

標準報酬ノ等級	標準報酬		報酬月額
	月額	日額	
第一級	二,000円	七円	二,500円未満
第二級	二,500円	八円	二,500円以上二,750円未満
第三級	三,000円	九円	二,750円以上三,000円未満
第四級	三,500円	一〇円	三,000円以上三,250円未満
第五級	四,000円	一〇円	三,250円以上三,500円未満
第六級	四,500円	一〇円	三,500円以上三,750円未満
第七級	五,000円	一〇円	三,750円以上四,000円未満
第八級	六,000円	一〇円	四,000円以上四,250円未満
第九級	七,000円	一〇円	四,250円以上四,500円未満
第一〇級	八,000円	一〇円	四,500円以上四,750円未満
第一級	九,000円	一〇円	四,750円以上五,000円未満
第一二級	一〇,000円	一〇円	五,000円以上五,250円未満
第一三級	一〇,000円	一〇円	五,250円以上五,500円未満
第一四級	一〇,000円	一〇円	五,500円以上五,750円未満
第一五級	一〇,000円	一〇円	五,750円以上六,000円未満
第一六級	一〇,000円	一〇円	六,000円以上六,250円未満
第一七級	一〇,000円	一〇円	六,250円以上六,500円未満
第一八級	一〇,000円	一〇円	六,500円以上六,750円未満
第一九級	一〇,000円	一〇円	六,750円以上七,000円未満

第四條ノ二第一項を次のように改め
る。

被保険者ノ報酬月額ハ左ノ各号ノ規
定ニ依リ之ヲ算定ス

酬ノ額ヲ其ノ期間ノ總日數ヲ以テ
除シテ得タル額ノ三十倍ニ相当ス
ル額

二 日又ハ時間ニ依リ報酬ヲ定ムル
場合ニ於テハ被保険者ノ資格ヲ取
得シタル日ノ属スル月ノ一月間ニ
現ニ使用セラルル船舶ニ於テ同様
ノ勞務ニ従事シ同様ノ報酬ヲ受ク
ル者ノ報酬ノ額ヲ平均シタル額前
項ノ規定ニ依リ報酬ヲ定ムル被保
險者ノ報酬ガ其ノ増減アリタル場
合ニ於テハ其ノ日ノ属スル月ニ受
ケタル報酬ノ額

三 前二号ノ規定ニ依リ算定シ難キ
モノニ付テハ被保険者ノ資格ヲ取
得シタル日又ハ報酬ニ増減アリタ
ル日ノ一月間ニ同様ノ船舶ニ於テ
同様ノ勞務ニ従事シ同様ノ報酬ヲ
受クル者ガ受ケタル報酬ノ額

四 歩合ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ
於テハ同様ノ船舶ニ於テ同様ノ勞
務ニ従事スル者ガ通常ノ場合ニ於
テ受クベキ額ヲ標準トシテ算定シ
タル額

五 前各号ノ二以上ニ該當スル報酬
ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ各ニ付
前各号ノ規定ニ依リ算定シタル額
ノ合算額

第八條に次の一項を加える。
前項ノ規定ハ第一條第二項ノ保險給
付ヲ爲ス場合ニ於テハ被扶養者又ハ
被扶養者タリシ者ノ戸籍ニ關シ之ヲ
準用ス

第九條 第二項を次のように改め、同
條第三項中「其ノ者ノ異動、報酬其ノ
他必要ナル事項ニ關シ報告ヲ爲サシ
メ、文書ヲ提示セシメ又ハ出頭」を
「行政廳又ハ船舶所有者ニ對シ船員保
險ノ施行ニ必要ナル報告、申出若ハ届

出ヲ爲サシメ、文書ヲ提出セシメ又ハ失業保險金ノ支給ニ関シ行政廳ニ出頭ニ改める。

被保險者タリシ者ノ從前ノ船舶所有者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被保險者タリシ者ヨリ失業保險金ノ支給ヲ受クルニ必要ナル証明書ノ交付ノ請求アリタルトキハ其ノ請求ニ係ル証明書ヲ其ノ者ニ交付スベシ

第十二條及び第十二條ノ二を次のように改める。

第十二條 保險料ヲ納納スル者アルトキハ行政廳ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スベシ

前項ノ規定ニ依リ督促ヲ爲サントスルトキハ行政廳ハ納付義務者ニ對シ督促狀ヲ發スベシ此ノ場合ニ在リテハ督促手数料シテ十円ヲ徵收ス前項ノ督促狀ニ依リ督促ヲ爲シタル場合ニ於テハ徵收金額百円ニ付一日二十銭ノ割合ヲ以テ納期限ノ翌日ヨリ徵收金完納又ハ財産差押ノ日ノ前日迄ノ日數ニ依リ計算シタル延滞金ヲ徵收ス但シ左ノ各号ノ一ニ該當スル場合又ハ納納ニ付酌量スベキ情狀アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ一 納入ノ告知書一通ノ徵收金額千円未満ナルトキ

二 納期ヲ繰上ゲ徵收ヲ爲ストキ

三 納付義務者ノ住所及居所ガ日本國內ニ在ラザル爲又ハ其ノ住所及居所共ニ不明ナル爲公示送達ノ方法ニ依リ納入ノ告知又ハ督促ヲ爲シタルトキ

延滞金ヲ計算スルニ當リ徵收金額二千円未満ノ端數アルトキハ其ノ端數ハ之ヲ切捨テ計算ス督促狀ニ指定シタル期限迄ニ徵收金ヲ完納シタルトキ又ハ前二項ノ規定

ニ依リ計算シタル金額ガ十円未満ナルトキハ延滞金ヲ徵收セズ延滞金ノ金額二十円未満ノ端數アルトキハ之ヲ切捨ツ

第十二條ノ二 前條ノ規定ニ依リ督促ヲ受ケタル者其ノ指定ノ期限迄ニ保險料其ノ他本法ニ依リ徵收金ヲ納付セザルトキハ行政廳ハ國稅滯納処分ノ例ニ依リ之ヲ処分シ又ハ滯納者若ハ其ノ者ノ財産ノ在ル市町村（東京都ノ区ノ存スル区域及地方自治法第百五十五條第二項ノ市ニ在リテハ区以下之ニ同ジ）ニ對シ之ガ処分ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ市町村ニ對シ処分ノ請求ヲ爲シタルトキハ市町村ハ市町村稅ノ例ニ依リ之ヲ処分ス此ノ場合ニ於テハ行政廳ハ徵收金額ノ百分ノ四ニ相當スル金額ヲ當該市町村ニ交付スベシ

第二十八條ノ二中「第二十八條」を「前條」に改める。

第二十八條ノ三中「行政廳」を「都道府縣知事」に改める。

第二十八條ノ四第一項中「命令」を「厚生大臣」に、同條第二項中「行政廳」を「都道府縣知事」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

厚生大臣前項ノ定ヲ爲サントスルトキハ中央社會保險診療協議會ノ意見ヲ聽クベシ

第二十八條ノ五を第二十八條ノ六とし、同條第一項中「費用トス」を「費用ヲ超ユルコトヲ得ズ」に改め、第二十八條ノ四の次に次の一條を加える。

第二十八條ノ五 保險医ニ對シ適正ナル保險診療ヲ指導シ及其ノ監督ヲ圖ル爲中央社會保險診療協議會及地方社會保險診療協議會ヲ置ク

前項ノ社會保險診療協議會ノ委員ハ保險者タル政府ヲ代表スル者、被保險者及船舶所有者ヲ代表スル者、醫師及齒科醫師ヲ代表スル者並ニ公益ヲ代表スル者ニ付中央社會保險診療協議會ニ在リテハ厚生大臣、地方社會保險診療協議會ニ在リテハ都道府縣知事各同數ヲ委嘱ス

前項ノ委嘱ハ被保險者及船舶所有者ヲ代表スル者又ハ醫師及齒科醫師ヲ代表スル者ニ付テハ各所屬團體ノ推薦ニ依ル

第二十八條ノ六の次に次の一條を加える。

第二十八條ノ七 船員保險ニ於ケル適正ナル診療報酬ノ審議スル爲社會保險診療報酬算定協議會ヲ置ク社會保險診療報酬算定協議會ノ委員ハ保險者タル政府ヲ代表スル者、被保險者及船舶所有者ヲ代表スル者、醫師及齒科醫師ヲ代表スル者並ニ公益ヲ代表スル者ニ付厚生大臣各同數ヲ委嘱ス前項ノ委嘱ハ被保險者及船舶所有者ヲ代表スル者又ハ醫師及齒科醫師ヲ代表スル者ニ付テハ各所屬團體ノ推薦ニ依ル

第二十九條中「療養ノ給付」の上に「都道府縣知事ハ」を加え、其ノ他命令ノ定ムル事由アルトキ又ハ被保險者若ハ被保險者タリシ者ガ「又ハ被保險者若ハ被保險者タリシ者ガ緊急其ノ他ノ已ムヲ得ザル場合ニ於テ保險医及」に改め、「行政廳ハ」を削る。

第二十九條ノ二第一項中「行政廳」を「都道府縣知事」に、同條第三項中「第二十八條ノ五」を「第二十八條ノ六」に改める。

第三十二條第五項中「第二十八條ノ二第一項、第二十八條ノ五」を「第二十八條ノ二、第二十八條ノ六」に改める。

十八條ノ二、第二十八條ノ六」に改める。

第三十三條ノ三第二項中「左ニ掲グル契約ニ基キ」を「左ノ各号ノ一ニ該當スル場合ニ於ケル」に、「契約ニ基キ使用セラルル者」を「規定ニ該當スル場合ニ於テ其ノ者」に、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 二月以内ノ期間ヲ定ムル契約ニ基キ使用セラルルトキ

二 季節的業務ニ四月以内ノ期間ヲ定ムル契約ニ基キ使用セラルルトキ

第三十三條ノ三第二項に次の一号を加える。

三 左ニ掲グル漁船以外ノ漁船ニ乗組ム場合ニ於テ當該船舶所有者ヨリ前項ノ規定ニ依リ被保險者タリシ期間ニ算入セザルコトニ付其ノ使用スル被保險者ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ得テ申請アリタルニ依リ都道府縣知事ガ指定シタルトキ

イ 汽船トローラー漁業、母船式漁業、汽船捕鯨業又ハ機船底曳網漁業ニ従事スル漁船ニ乗組ムトキ

キ（母船式漁業ニ従事スル漁船ニ乗組ムトキ）

ロ 専ラ漁獲場ヨリ漁獲物又ハ其ノ化製品ヲ運搬スル業務ニ従事スル漁船ニ乗組ムトキ

ハ 漁業ニ関スル試験、調査、指導、練習又ハ取締業務ニ従事スル漁船ニ乗組ムトキ

第三十三條ノ三第二項の次に次の一項を加える。

第三十三條ノ三第二項の次に次の一項を加える。

前項第三号但書及第四号但書ノ指定ノ申請ニ付テハ被保險者ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第三十三條ノ九第二項を次のように改め、同條第三項中「被保險者タリシ者ハ」を「被保險者タリシ者ガ」に、「ノ支給ヲ受クルコトヲ得」を「ヲ支給ス」に改め、同項第二号但書及第四号但書を削る。

失業保險金ノ額ハ一日ニ付前項ノ規定ニ依リ計算シタル標準報酬日額ノ平均額ノ百分ノ六十二相當スル金額トス但シ三百円ヲ超ユルコトヲ得ズ

第三十三條ノ十三及び第三十三條ノ十四第二項中「船員保險委員會」を「船員保險審議會」に改める。

第三十四條を次のように改める。

第三十四條 左ノ各号ノ一ニ該當スル被保險者タリシ者其ノ資格ヲ喪失シタルトキハ其ノ者ノ死亡ニ至ル迄養老年金ヲ支給ス

但シ其ノ者ガ五十歳ニ至ル迄其ノ支給ヲ停止ス

一 十五年以上被保險者タリシ者

二 十五年未満被保險者タリシ者ニシテ漁船ニ乗組ミタル被保險者タリシ期間ガ左ニ掲グル期間ヲ除キ十年以上ノ者

イ 母船式漁業ニ従事スル漁船ニ乗組ミタル期間（作業員トシテ乗組ミタル期間ヲ除ク）又ハ汽船捕鯨業ニ従事スル漁船ニ乗組ミタル期間

ロ 専ラ漁獲場ヨリ漁獲物又ハ其ノ化製品ヲ運搬スル業務ニ従事スル漁船ニ乗組ムトキ

ハ 漁業ニ関スル試験、調査、指導、練習又ハ取締業務ニ従事スル漁船ニ乗組ムトキ

第三十三條ノ三第二項の次に次の一項を加える。

第三十三條ノ三第二項の次に次の一項を加える。

第三十三條ノ三第二項の次に次の一項を加える。

第三十三條ノ三第二項の次に次の一項を加える。

第三十三條ノ三第二項の次に次の一項を加える。

第三十三條ノ三第二項の次に次の一項を加える。

ル漁船

第三十五條中「養老年金」を「前條第一号ノ規定ニ依ル養老年金」に改め、同條に次の一項を加える。

前條第二号ノ規定ニ依ル養老年金ノ額ハ平均標準報酬月額ノ二分三厘ニ相当スル金額トス

第三十七條中「十五年以上」を「第三十四條各号ノ一ニ該当スル」に改める。

第四十一條ノ二を次のように改める。

第四十一條ノ二 前條第一号第一号ノ規定ニ該当シタルニ因リ障害年金ノ支給ヲ受クル者ニシテ別表第五ニ定ムル發疾ノ程度一級乃至三級ニ該当スルモノ又ハ同條同項第二号ノ規定ニ該当シタルニ因リ障害年金ノ支給ヲ受クル者ニシテ其ノ發疾ノ狀態ガ別表第五ニ定ムル第一号乃至第六号ニ該当スルモノノ配偶者又ハ十六歳未満ノ子ニシテ障害年金ノ支給ヲ受クルモノガ發疾ト爲リタル當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者アルキハ其ノ配偶者又ハ子一人ニ付二千四百円ヲ前條各項ノ金額ニ加給ス但シ障害年金ヲ受クル者ガ發疾ト爲リタル當時ヨリ引續キ不具發疾ニ因リ労働能力ナキ子ニ付テハ十六歳以上ト雖モ之ヲ加給ス第二十三條第二項ノ規定ハ障害年金ヲ受クル者ガ發疾ト爲リタル當時胎兒タル子ニ付之ヲ準用ス

第四十六條に次の一項を加える。

第一項又ハ第二項ノ規定ハ第三十四條第二号、第四十九條ノ二又ハ第四十九條ノ七ノ規定ニ該当スル者ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第四十七條ノ三を削る。

第九節 參議員厚生委員會會議録第十九号

昭和二十四年五月七日【參議院】

第五十條第一号中「十五年以上」を「第三十四條各号ノ一ニ該当スル」に改める。

第五十條ノ二第一号及び第二号中「二分の一」の下に「（第三十四條第二号ニ該当シタルニ因リ養老年金ノ支給ヲ受クル者ニ在リテハ其ノ養老年金ノ額）」を加え、同項第二号中「十五年以上」を「第三十四條各号ノ一ニ該当スル」に改める。

第五十二條ノ二第一号第四号中「職業安定法」の上に「船員職業安定法第二十一條又ハ」を加え、同條第二項中「船員保險委員會」を「船員保險審議會」に改める。

第五十二條ノ三第二項中「船員保險委員會」を「船員保險審議會」に改める。

第五十三條第三項を次のように改める。

行政廳ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者第一項各号ノ一ニ該当スル場合ト雖モ第一條第一項後段ノ保險給付ヲ爲スコトヲ妨ゲズ

第五十六條の次に次の一條を加える。

第五十六條ノ二 第二十五條、第五十一條第一項、第五十二條、第五十三條第一項及第二項、第五十四條並ニ前條ノ規定ハ被扶養者ニ之ヲ準用ス

第五十九條第二項中「前項」を削り、同條第四項第一号から第三号までを次のように改める。

一 第十七條ノ規定ニ依ル被保險者ニシテ第三十三條ノ三第二項各号ニ該当セザルニ因リ失業保險金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ千分ノ二百十六

二 第十七條ノ規定ニ依ル被保險者

ニシテ第三十三條ノ三第二項各号ノ一ニ該当スルニ因リ失業保險金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ千分ノ百九十四

三 第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ニ付テハ千分ノ百

第六十條第一項第一号及び第二号を次のように改め、同條第二項中「前項ノ規定ニ拘ラズ」を削る。

一 第十七條ノ規定ニ依ル被保險者ニシテ第三十三條ノ三第二項各号ニ該当セザルニ因リ失業保險金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ被保險者ニ於テ二百六十分ノ八十五、船舶所有者ニ於テ二百六十分ノ百三十一

二 第十七條ノ規定ニ依ル被保險者ニシテ第三十三條ノ三第二項各号ノ一ニ該当スルニ因リ失業保險金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ被保險者ニ於テ百九十四分ノ七十四、船舶所有者ニ於テ百九十四分ノ百二十

第六章を第七章とし、第五章を第六章とし、第六十二條ノ三の次に次の一章を加える。

第五章 船員保險審議會

第六十二條ノ四 船員保險事業ノ運営ニ關スル事項ヲ審議スル爲厚生省ニ船員保險審議會（以下審議會ト稱ス）ヲ置ク

第六十二條ノ五 審議會ハ船員保險事業ノ運営ニ關スル事項ニ付厚生大臣ノ諮問ニ應ジ審議シ及文書ヲ以テ答申スルノ外自ラ厚生大臣若ハ關係各大臣ニ文書ヲ以テ建議スルコトヲ得

厚生大臣ハ船員保險事業ニ付テハ企画、立法又ハ実施ノ大綱ニ關シ予メ審議會ノ意見ヲ求ムルモノトス

第六十二條ノ六 審議會ハ被保險者ヲ代表スル委員、船舶所有者ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員各六人ヲ以テ之ヲ組織ス公益ヲ代表スル委員中ニハ医療關係ノ経験者ヲ含ムモノトス

各委員ハ厚生大臣之ヲ命ズ

第六十二條ノ七 委員ノ任期ハ二年トシ一年毎ニ其ノ半数ヲ命ズ委員ニ欠員ヲ生ジタルトキ新ニ命ゼラレタル委員ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス

第六十二條ノ八 審議會ニ公益ヲ代表スル委員中ヨリ委員ノ選挙セル會長一人ヲ置ク

會長ハ公務ヲ總理シ審議會ヲ代表ス會長事故アルトキハ第一項ノ規定ニ準ジ選挙セラレタル者其ノ職務ヲ代理ス

第六十二條ノ九 厚生大臣ハ審議會ノ要求アリタルトキハ船員保險事業ニ關スル資料及情報ヲ提供スベシ

第六十二條ノ十 審議會ハ必要ニ應ジ開タモノトス但シ正当ナル理由アル場合ヲ除クノ外少クトモ三月ニ一回以上之ヲ開クベシ

第六十二條ノ十一 審議會ハ會長之ヲ招集ス

會長ハ厚生大臣ノ諮問アリタルトキ又ハ委員ノ三分ノ一以上ノ要求アリタルトキハ二週間以内ニ審議會ヲ招集スベシ

第六十二條ノ十二 審議會ハ毎會計年度經過後六十日以内ニ其ノ年度ニ於ケル審議會ノ活動狀況、審議ノ結果及建議ノ大要ヲ文書ヲ以テ厚生大臣ニ報告スベシ

第六十二條ノ十三 審議會ニ幹事八人以内ヲ置キ厚生省若ハ關係廳ノ職員又ハ學識経験者ニ就キ厚生大臣之ヲ命ズ

幹事ハ委員ノ要求アリタルトキハ常ニ之ニ對シ技術上ノ助言及事務上ノ援助ヲ爲スモノトス

第六十二條ノ十四 審議會ニ書記五人以内ヲ置キ厚生省ノ職員ニ就キ厚生大臣之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ従事ス

第六十四條中「第十二條」を「第十二條ノ二」に改める。

第六十五條ノ十五の次に次の二條を加える。

第六十五條ノ十六 船員保險審議會ニ幹事六人以内ヲ置キ厚生省ノ職員ニ就キ厚生大臣之ヲ命ズ

幹事ハ船員保險審議會ノ委員ノ要求アリタルトキハ常ニ之ニ對シ技術上ノ助言及事務上ノ援助ヲ爲スモノトス

第六十五條ノ十七 船員保險審議會ニ書記五人以内ヲ置キ厚生省ノ職員ニ就キ厚生大臣之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ従事ス

第六十八條第一項中「六月」を「一年」に、「五千元」を「三万円」に改める。

第六十九條中「一萬元」を「三万円」に、同條第一号中「提出」を「提示」に、同條第三号を次のように改める。

三 第六十一條本文ニ規定スル保險料ヲ督促狀ニ指定シタル期限迄ニ納付セザルトキ

第六十九條ノ二中「五千元」を「一萬元」に、同條第一号中「又ハ出頭セザルトキ」を「若ハ出頭セズ又ハ医師ノ診断ヲ拒ミタルトキ」に改める。

附則第二項中「別表第八」を「別表

第七」に改める。

別表第五を削り、別表第六を別表第五とし、別表第七を別表第六とし、別表第八を別表第七とする。

第二條 船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。附則第四條及び第五條を次のように改める。

第四條 保険料率は、当分の間、第五十九條第四項の規定にかかわらず、左の通りとする。

一 第十七條の規定に依る被保険者であつて、第三十三條ノ三第二項各号に該当しないことに因つて失業保険金の支給を受け得るものについては、千分の百三十二

二 第十七條の規定による被保険者であつて、第三十三條ノ三第二項各号の一に該当することに因つて失業保険金の支給を受けられないものについては、千分の百十

第五條 前條に規定する保険料率によつて計算した保険料額の負担の割合は、当分の間、第六十條第一項の規定にかかわらず、被保険者及び被保険者を使用する船舶所有者は、左の区分に従い、これを負担するものとする。

一 第十七條の規定による被保険者であつて、第三十三條ノ三第二項各号に該当しないことに因つて失業保険金の支給を受け得るものについては、被保険者において百三十二分の四十三、船舶所有者において百三十二分の八十九
二 第十七條の規定による被保険者であつて、第三十三條ノ三第二項各号の一に該当することに因つて

失業保険金の支給を受けられないものについては、被保険者において百三十二分の三十二、船舶所有者において百三十二分の七十八

附則

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 この法律施行の日前に被保険者の資格を取得して、この法律施行の日まで引き続き被保険者の資格のある者の標準報酬については、第四條の改正規定の適用については、その者が同日において被保険者の資格を取得したものと同みなす。

3 この法律施行前から引き続き失業保険金の支給を受けていた者の失業保険金の日額が、第三十三條ノ九第二項の失業保険金の日額より高いときは、この法律施行後においてその者に支給すべき失業保険金の日額については、なお従前の例によるものとする。

4 この法律施行の日前に督促状を發した保険料に対する延滞金については、なお従前の例による。

5 第三十四條第二号に規定する被保険者であつた期間は、昭和二十二年十二月一日から起算する。

6 この法律施行の日において、現に船員保険委員会の委員、幹事及び書記の職にある者は、それぞれ船員保険審議会の委員、幹事及び書記を命ぜられたものとみなす。

7 前項の規定によつて船員保険審議会を委員を命ぜられたものとみなされた委員の任期は、その者が船員保険委員会の委員を命ぜられ、又は委嘱された時から起算する。